図書館でのマイナンバーカード活用

令和4年12月6日

会八王子市

マイナンバーカードによる図書等の貸出

八王子市図書館では、平成30年(2018年)4月からマイナンバーカードで図書等の貸出をすることができるようになっています。マイナンバーカードを図書館で利用できるようにするためには、準備と手続が必要です。

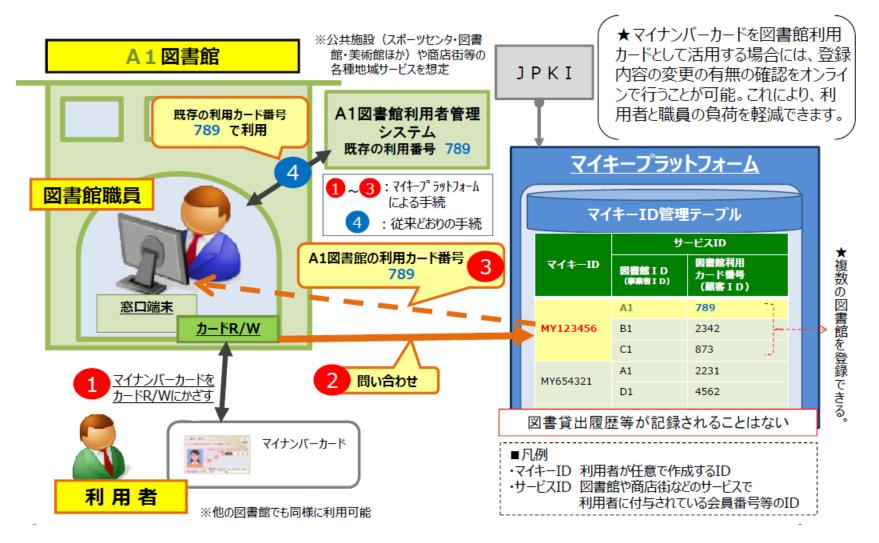
【準備】

図書館での手続きの前にマイナンバーカードに「マイキーID」の登録が必要です。「マイキーID」の登録は、スマートフォン(マイナポイントアプリのインストールが必要)やパソコン(マイナンバーカードに対応したICカードリーダライタが必要)からできます。

【手続】

マイキーIDを登録したマイナンバーカードと図書館利用者カードを持参のうえ、各図書館のカウンターにてマイナンバーカード利用の手続きを行ってください。

マイナンバーカードによる図書貸出の仕組み



出典:「マイナンバーカードを図書館の利用カードとして利用することについて (「マイキープラットフォーム」の活用 (総務省 平成28年12月14日)